

広島県告示第九百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
所在地	広島県尾道市因島土生町平木奥、同町荒神平、同町安郷、同町丸山、同町長力八、同町龍王平、同町赤松奥、同町崎赤松奥、同町池ノ奥、同町大畑、同町焼家、同町南谷、同町宇和部奥、同町平木、同町長崎、同町前安郷、同町郷、同町江ノ内、同町中郷、同町畝、同町湊、同町赤松、同町新開山、同町塩浜奥、同町城ノ平、同町小長崎、同町小長崎奥、同町中安郷、同町越川奥、同町原山奥、同町遅根田奥及び同町籠池地内	区域の名称	区域の表示及び法
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九條第二項に於ける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年政令第八十四号）で定める事項
区域の名称	区域の名称	区域の名称	区域の表示及び法第九條第二項に於ける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年政令第八十四号）で定める事項
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
赤放（三二七三―一）	赤放（三二七三―一）	赤放（三二七三―一）	次の図のとおり
赤放（三二七三）	赤放（三二七三）	赤放（三二七三）	次の図のとおり
赤放（三二七三―二）	赤放（三二七三―二）	赤放（三二七三―二）	次の図のとおり
赤放（三二七三―三）	赤放（三二七三―三）	赤放（三二七三―三）	次の図のとおり
池ノ奥（九二五）	池ノ奥（九二五）	池ノ奥（九二五）	次の図のとおり
土井（三〇九九）	土井（三〇九九）	土井（三〇九九）	次の図のとおり
中郷（三二三四）	中郷（三二三四）	中郷（三二三四）	次の図のとおり

塩浜奥(二二六三)	塩浜(三〇二九)	崎赤松奥(六六一三)	崎赤松(一五五)	赤松奥(三〇九六)	赤松(三〇二八)	宇和部奥(五三一)	宇和部越(三〇三五)	湊(一一五一)	湊(一一五一)	湊(一一五一)	三子松(三一一)	焼家(一〇五五四)	中畝(三〇九八)	池之迫(三一一六)	池之迫(三一一六)	土生奥(三一一五)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
塩浜奥(二二六三)	塩浜(三〇二九)	崎赤松奥(六六一三)	崎赤松(一五五)	赤松奥(三〇九六)	赤松(三〇二八)	宇和部奥(五三一)	宇和部越(三〇三五)	湊(一一五一)	湊(一一五一)	湊(一一五一)	三子松(三一一)	焼家(一〇五五四)	中畝(三〇九八)	池之迫(三一一六)		土生奥(三一一五)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり			次の図のとおり

平木 (三〇二四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平木 (三〇二四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平木奥 (三〇三七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平木奥 (三〇三七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
前安郷 (二〇一三〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	前安郷 (二〇一三〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平木奥 (三〇一三七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平木奥 (三〇一三七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平木中 (三〇三八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平木中 (三〇三八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長崎奥 (三〇三〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長崎奥 (三〇三〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒神平 (三〇三二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	荒神平 (三〇三二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒神 (三二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	荒神 (三二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城ノ平 (五〇〇四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	城ノ平 (五〇〇四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長崎 (三〇二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長崎 (三〇二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒神平 (一一五〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	荒神平 (一一五〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
前安郷 (二〇一三〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	前安郷 (二〇一三〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小長崎 (三二八二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小長崎 (三二八二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小長崎 (三〇三二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小長崎 (三〇三二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小長崎A (四九九七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小長崎A (四九九七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安郷 (三〇三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	安郷 (三〇三三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中安郷 (二二六六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中安郷 (二二六六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

原山奥川（ 一一八〇）	土石流	次の図のとおり	原山奥川（ 一一八〇）	土石流	次の図のとおり
----------------	-----	---------	----------------	-----	---------

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。